公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が 教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(改正)のポイント

令和7 年 10月 20日 第152回初等中等教育分科会 参考資料 3

概要

<u>令和7年6月に成立した改正給特法</u>に基づき、服務を監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置 実施計画」を定めることとされたことを受け、給特法第7条に基づき<u>文部科学大臣が定める指針に、</u>働き方改革の更なる推進に向けて、<u>国として、</u> 教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を新たに位置づけるもの。

改正のポイント

1. 働き方改革の目的や働き方改革を 進める上での基本的観点の追加

【働き方改革の目的】

・教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を 両立し、子供たちによりよい教育を行う ことが目的

【基本的観点】

- ・ 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、 保護者など教育に関わる全ての関係者が、 その権限と責任に基づき連携・協働しなが ら取組を実施
- 2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

【在校等時間】

・「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

【上限時間】

- ・ 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
- ・ 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- 服務監督教育委員会は、本<u>指針に即して「業務</u>量管理・確保措置実施計画」(以下「実施計画」)を定める
- <u>実施計画</u>、毎年の<u>実施状況を公表。総合教育会議に も報告</u>。地方公共団体との連携を図りつつ、<u>取組の</u> 更なる改善につなげる

【目標】

- ・政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間 外在校等時間を平均30時間程度に削減することを 目標にしており、時間外在校等時間が80時間を超え る教育職員を早急になくさなければならないものと して、それぞれ以下の水準を満たしている必要
- ✓ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合
 - → 100%とすることを目指す
- ✓ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間
 - → <u>平均で30時間程度</u>となることを目指す
- ✓ 1年間時間外在校等時間
 - → 360時間以下とすることを目指す
- ※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に 関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

【内容】

- ・ 実施計画には、4. に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- ※ 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び 実施方法は、地域の実情に応じて決めるもの

5. 留意事項等

- ・ 実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはあってはならない
- ・<u>業務の持ち帰りは行わないことが原則</u>。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として 持ち帰り業務を増加させることは厳につつしむ必要。仮に<u>持ち帰りの実態がある場合</u>、その<u>実態把握ととも</u> に、縮減に向けた取組を進める
- ・学校運営協議会の設置及び活用の推進・・都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等
- ・校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- ・ 管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

4. 服務監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

○ 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況 を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等 の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

【学校と教師の業務の3分類】

- ・ 今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きが いの観点を踏まえてアップデートの上、本指針に位置づけ
 - ① 学校以外が担うべき業務
 - ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
 - ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
- ・服務監督教育委員会は、学校運営協議会等での協議を経て 円滑に役割分担の見直しが行われるよう、地域の実情に応 じた運用に努め、管理職や職員相互の連携・協働、事務処 理の精選・効率化等のための共同学校事務室の設置等に も努める

【学校業務の適正化 等】

- ・標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直し や、年間授業週数の実態に応じた1日及び1週間当たりの 授業時数の平準化、学校行事の精選
- ・ 放課後の児童生徒の活動時間(補習、部活動を含む。)の、 教育職員の勤務時間内での設定
- ・ デジタル技術を活用した校務の効率化
- · 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の 設置 等)
- 勤務間インターバルの確保や、早出遅出勤務、テレワーク 等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門 的な助言を求める等連携を図ること 等

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

※赤字は改正箇所

目次

第1章 総則

第1節 趣旨

第2節 対象の範囲

第3節 業務を行う時間の考え方及び上限の原則等

第2章 服務監督教育委員会が講ずべき措置等

第1節 上限方針の策定等

第2節 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等

第3節 服務監督教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置

第4節 第1節から第3節に記載の措置等を講ずるに当たっての留意事項

第3章 長期休業期間等における集中した休日の確保のための一年単位の変形労働時間制

第1節 目的

第2節 長期休業期間等における集中した休日の確保のため一年単位の変形労働時間制を適用 する場合に服務監督教育委員会等が講ずべき措置

第4章 文部科学省の取組について

附則

第1章 総則

第1節 趣旨

近年、我が国の教育職員(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。)第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)の業務が長時間に及ぶ状況が未だ課題となっている。教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、活き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うため、学校における働き方改革が急務となっている。また、平成30年7月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により、労働基準法(昭和22年法律第49号)第36条第1項の協定(以下「36協定」という。)について時間外労働の限度時間が規定された。

公立学校の教育職員については、正規の勤務時間(給特法第6条第1項に規定する正規の 勤務時間をいう。以下この節及び第3節において同じ。)外に行われる公立の義務教育諸学校 等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令(平成15年政 令第484号)第2号に掲げる業務(以下「超勤4項目」という。)以外の業務については、時 間外勤務(同令第1号に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。)を命じないものとされてい るが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命 じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務 時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を 管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。

令和2年に本指針において教育職員が業務を行う時間の上限を示し、1箇月時間外在校等時間(第3節(2)イに規定する1箇月時間外在校等時間をいう。)は減少傾向にあるものの、依然として業務が長時間に及ぶ教育職員も多く、各教育委員会や各学校における取組状況に差が見られるなどの課題がある。給特法第2条第1項に規定する義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会(以下「服務監督教育委員会」という。)及び校長等の学校の管理職は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の関係法令にのっとり教育職員の勤務時間管理及び健康管理等を行うとともに、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を徹底し、教育職員の心身の健康を損なうことがないよう注意する安全配慮義務があり、時間外在校等時間が特に長時間となっている教育職員に対して、より実効的な手立てを講ずる必要がある。また、業務分担の見直しや適正化に当たっては、その業務の在り方自体を見直し、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく業務の精選に取り組み、学校及び教育職員が行う業務全体を縮減していく姿勢が必要である。

その上で、教育の質の向上に向けて働き方改革を進めるためには、学校内外の人的・物的 資源を有効に活用しつつ、「チーム学校」の考え方の下、一人一人の教育職員が業務を自己完 結的に抱える「個業」型の業務遂行から、業務を他の教育職員や事務職員、支援スタッフ等 と分担し「協働」していくことへのシフトチェンジが重要である。教育職員を取り巻く環境 整備に向けた総合的な方策を進める必要がある中、学校における働き方改革を一層推進する ため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する 法律(令和7年法律第68号)において新たに設けられた給特法第8条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画(以下単に「実施計画」という。)の策定、実施状況の公表及び総合教育会議への報告等の仕組みを通じて、国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づき、相互に連携・協働しながら、取組を実施し、検証及び改善を重ねていくことが必要である。

本指針は、こうしたことを踏まえ、給特法第7条第1項に基づき、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他服務監督教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるものである。

第2節 対象の範囲

- (1) 本指針は、服務監督教育委員会の全てを対象とする。
- (2) 本指針に掲げる措置は、給特法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。なお、それ以外の職員(事務職員、学校栄養職員等)については、36協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るものとする。

第3節 業務を行う時間の考え方及び上限の原則等

(1) 本指針における「勤務時間」の考え方

教育職員は、社会の変化に伴い児童生徒等<u>の多様性が顕在化</u>する中で、語彙、知識、概念がそれぞれ異なる一人一人の児童生徒等の発達の段階に応じて、指導の内容を理解させ、考えさせ、表現させるために、言語や指導方法をその場面ごとに選択しながら、適切なコミュニケーションをとって授業の実施をはじめとした教育活動に当たることが期待されている。このような教育職員の専門性や職務の特徴を踏まえ、また、教育職員が超勤 4 項目以外の業務を行う時間が長時間<u>となって</u>いる実態も踏まえると、正規の勤務時間外にこうした業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握することが必要である。

このため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、服務監督教育委員会が管理すべき対象とする。

具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

- イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事して いる時間として服務監督教育委員会が外形的に把握する時間
- ロ 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク (情報通信技術を利用して行う事業 場外勤務)等の時間
- ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽

の時間その他業務外の時間

二 休憩時間

(2) 上限時間の原則

服務監督教育委員会は、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間(給特法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

- イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間(以下「1 箇月時間外在校等時間」という。) 45 時間
- ロ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間(以下「1年間時間外在校等時間」という。) 360時間
- (3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

服務監督教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、(2)の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

- イ 1箇月時間外在校等時間 100 時間未満
- 口 1年間時間外在校等時間 720 時間
- ハ 1年のうち1筒月時間外在校等時間が 45 時間を超える月数 6月
- 二 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、 各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間80時間

第2章 服務監督教育委員会が講ずべき措置等

第1節 上限方針の策定等

- (1) 服務監督教育委員会は、本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の 在校等時間の上限等に関する方針(以下「上限方針」という。)を教育委員会規則等において定めること。
- (2) 労働安全衛生法等において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、教育職員が在校している時間は、ICT の活用やタイムカード等により客観的に計測すること。また、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測すること。また、当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行うこと。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守すること。
- (4) 校長等の学校の管理職及び教育職員並びに教育委員会等の関係者は、本指針及び上限方針が、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならず、また、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として策定されるものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであることに十分に留意しなければならないこと。校長等の学校の管理職及び教育委員会は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであっては決してならないこと。

第2節 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等

- (1) 服務監督教育委員会は、本指針に即して実施計画を定めること(給特法第8条第1項)。
- (2) 実施計画においては、次のイからハまでに定めるところにより、給特法第7条第1項に 規定する業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標、業務量管理・健 康確保措置の内容、その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項を定めるこ と(給特法第8条第2項)。

イ 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標

(i) 教育職員の業務量の適切な管理を行う上で、時間外在校等時間に係る目標を設定すること。政府として、令和11年度までに、教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としており、1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとし、実施計画においては、各教育職員の時間外在校等時間について前章第3節(2)で示す上限時間の範囲内にするための数値目標を設定すること。

<u>目標に設定する時間外在校等時間の指標を例示すると、おおむね次のとおりであり、当該指標を用いる場合にあっては、それぞれ次に定める水準を満たす目標とする必要があること。</u>

(4) <u>1箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の教育職員の割合 100 パーセントと</u> することを目指すこと。

- (ロ) <u>1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 平均で30時</u>間程度とすることを目指すこと。
- (ハ) 教育職員の1年間時間外在校等時間 360 時間以下とすることを目指すこと。
- (ii) 教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、教育職員のワーク・ライ フ・バランスや働きがい等に関する目標を、可能な限り、地方公共団体の実情に応 じて設定すること。
- ロ 業務量管理・健康確保措置の内容

実施計画には、服務監督教育委員会が講ずる業務量管理・健康確保措置のうち、次 節に掲げる措置その他の計画的に推進することが重要と認められる措置に関する具 体的な内容を記載するものとする。

ハ その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項

- (3) 服務監督教育委員会は、実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表すること(給特法第8条第3項)。その際、ホームページへの掲載等により適時かつ適切に公表すること。
- (4) 服務監督教育委員会は、実施計画に定める目標の達成状況及び業務量管理・健康確保措置の実施状況について、毎年度、その状況を把握すること。

また、服務監督教育委員会は、把握した状況を踏まえ、業務量管理・健康確保措置などの取組を改善するとともに、必要に応じて、実施計画の変更その他の必要な措置を講ずること。

- (5) 服務監督教育委員会は、毎年度、実施計画の実施状況を公表すること(給特法第8条第 4項)。その際、ホームページへの掲載等により行うものとし、実施計画に定める目標の達 成状況を含むものとすること。
- (6) 服務監督教育委員会は、実施計画を定め、又は変更したときは、総合教育会議に報告すること(給特法第8条第3項)。また、毎年度、実施計画の実施状況を総合教育会議に報告すること(給特法第8条第4項)。その際、地方公共団体の長及び関係部局との連携を図りつ、適切な役割分担の下で、業務量管理・健康確保措置などの取組の更なる改善を図ること。
- (7) 実施計画の策定等に当たっての留意事項
 - イ 実施計画に定める業務量管理・健康確保措置の具体的な内容及び実施方法は、(2) ロ 及び次節の内容に即して、各教育委員会において地域の実情に応じて決めるものであり、 実施計画に次節に定める措置の全てについて規定することは要しないものであること。
 - <u>ロ</u>実施計画の策定に当たっては、業務量管理・健康確保措置に関する事項を記載した既存の計画等があるときは、本指針に即した内容にしつつ、当該計画等を活用することも考えられるものであること。

また、複数の教育委員会において、共同して実施計画を策定することも可能であること。ただし、各教育委員会が自ら服務を監督する教育職員に係る措置を適切に講ずるとともに、実施計画の公表や総合教育会議への報告等については、各教育委員会で行う必要があること。

第3節 服務監督教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置

- (1) 所管に属する各学校における教育職員の勤務状況その他の業務量並びに健康及び福祉に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、(2)及び(3)に定めるものその他の業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施すること。特に、服務監督教育委員会及び校長等の学校の管理職は、教育職員が業務の遂行に伴い心身の健康を損なうことがないように配慮し、教育職員の在校等時間が上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、服務監督教育委員会は校長等の学校の管理職との面談等を通じ、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行い、当該学校における教育職員の勤務状況を速やかに改善させるための方策の検討及び実施の支援その他の取組を実施すること。
- (2) 学校又は教師(教育職員のうち、副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管 理をつかさどるものを除く。)、指導教諭、主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつか さどるものを除く。)、教諭、助教諭及び講師をいう。以下同じ。)の業務の3分類(次のイ からハまでの分類をいう。)を踏まえ、学校又は教育職員が担っている業務の分担の見直し <u>や適正化を図ること。この場合において、業務に関する役割分担の見直しに当たっては、</u> 責任体制が明確になるよう留意した上で、総合教育会議における協議をはじめ、地方公共 団体の関係部局との密接な連携を図りつつ、学校運営協議会における協議を経て、地域学 校協働活動の一環として実施するなど、関係者間でそれぞれの立場を尊重しつつ円滑に役 割分担の見直しが行われるよう、保護者及び地域住民その他の関係者の参画を得ながら地 域の実情に応じた運用を行うように努めること。また、教師以外の職員の校務運営への参 画を一層拡大し学校全体の業務を効果的に改善していくに当たっては、業務の内容に応じ て管理職や教育職員、事務職員、支援スタッフ(教育職員以外の学校の教育活動を支援す る人材をいう。以下同じ。) 等が相互に連携・協働しつつ、文部科学省が別に示す教育職員 及び事務職員の標準的な職務内容に留意するとともに、事務職員の負担が過重なものとな らないよう、事務処理の精選や効率化及び質の向上並びに近隣の学校の事務職員間の相互 支援のため、教育委員会が中心となり、共同学校事務室の設置、研修の実施等に努めるこ と。
 - イ 学校以外が担うべき業務 (次の①から⑤までの業務その他これらに準ずる業務をい う。) について、当該①から⑤までに定めるところにより、学校が当該業務を担わない ようにするために必要な措置を講ずること。
 - ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 教育委員会が中心となり、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制を構築すること。なお、学校の日課表等において定める児童生徒が登校すべき時間は教育職員の所定の勤務の開始時間より後にするものとすること。また、教育職員の勤務時間より前又は児童生徒の下校時刻より後の時間帯に、学校施設において児童生徒を預かる活動を行う必要がある場合には、地方公共団体は、保護者又は地域住民その他の関係者の参加を得て、学校以外が管理を行う体制を構築すること。
 - ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 放課後から夜間などにおける見回りについては、保護者又は地域住民その他の関係者

- が担う体制に委ねるとともに、児童生徒が補導された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童生徒の指導に関し緊急の措置が 必要な特別の場合を除き、学校による対応を行わないこと。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理 地方公共団体又は服務監督教育委員会は、学校徴収金の種目ごとに地方公共団体の歳入歳出予算に組み入れること(以下「公会計化」という。)が適切かどうかを検討した上で、学校給食費その他の公会計化が適切な学校徴収金の公会計化を行い、その徴収及び管理を行うこと。また、直ちに公会計化を行うことが困難であり、又は適切でない学校徴収金については、当該学校徴収金の目的である物品又はサービスを取り扱う事業者から保護者が直接購入するなどの方法によるものとすること。
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 地域学校協働活動の実施状況等に 応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとすること。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとすること。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、副校長又は教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとすること。
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 服務監督教育委員会が直接苦情等に対応する相談窓口の設置や、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境の整備等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情及び要求等に対応できる体制を構築すること。
- ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務(次の⑥から⑬までの業務その他これらに準ずる業務をいう。)について、当該⑥から⑬までに定めるところにより、業務量の縮減、 デジタル技術の活用の推進、事務職員及び支援スタッフその他の学校における教師以 外の担い手(ハにおいて「支援スタッフ等」という。)のこれらの業務への積極的な参 画の促進のために必要な措置を講ずること。
 - ⑥ 調査・統計等への回答 教育委員会においては、学校に対して回答を依頼し、又は教師を通じた児童生徒等への周知を依頼するために学校に送付される文書等(第4章において「学校調査等」という。)の量の縮減に努め、回答が必要なものについては、デジタル技術の活用による負担軽減を図りつつ、教育職員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員が中心となって回答するものとすること。
 - ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 当該業務を学校において行う場合 は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じて民間事業者等への委託も検討 すること。
 - ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 教育委員会と連携を図りながら、事務職員及び情報通信技術支援員が中心となって行いつつ、地域の実情に応じ、民間事業者等への委託も積極的に検討すること。
 - ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 教育職員は授業等に付随して行うべき日常点検を中心に担うものとし、その管理業務については、地方公共団体の関係部局とも連携しながら、民間事業者等への委託等のほか、特に学校プールや体育館

- 等を地域住民等に開放する場合には、指定管理者制度の活用その他の方法を積極的 に検討すること。また、学校の職員が学校プールの管理を行う場合には、例えば、 自動で給水を止めるためのシステムの導入等により、特定の職員に責任や負担が集 中しない環境を整備することを積極的に検討すること。
- ⑩ 校舎の開錠・施錠 機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担の見直し、管理業務の委託等により、副校長又は教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備すること。
- ① 児童生徒の休み時間における安全への配慮 休み時間の時間帯の特徴に応じた 安全点検等の必要な措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応す るのではなく、地域住民等の支援を得つつ、学校の職員等の輪番等による負担軽減 を促進すること。
- ② 校内清掃 学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、地域住民等の支援を得つつ、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進すること。
- ③ 部活動 スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・ 地域連携を推進するとともに、休養日及び活動時間についてスポーツ庁及び文化庁 が別に定める基準に従うこと。
- ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務(次の⑭から⑲までの業務その他これらに準ずる業務をいう。)について、当該⑭から⑲までに定めるところにより、業務量の縮減、デジタル技術の活用の推進、教師と支援スタッフ等との効果的な連携・協働の促進その他の教師の業務の負担を軽減するために必要な措置を講ずること。
 - ④ 給食の時間における対応 給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施し、給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施すること。その際、地域の実情に応じて支援スタッフ等を活用することで、負担軽減を促進すること。
 - ⑤ 授業準備 教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務については教員 業務支援員等の支援スタッフが中心となって行うとともに、授業準備におけるデジ タル技術の活用を促進すること。
 - ⑩ 学習評価や成績処理 採点作業や宿題の提出状況の確認その他の補助的な業務 については教員業務支援員等の支援スタッフが中心となって行うとともに、デジタ ル技術の活用を促進すること。また、入学者選抜に係る類似の業務についても、デジタル技術の活用等による負担軽減を促進すること。
 - ① 学校行事の準備・運営 修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討すること。
 - <u>®</u> 進路指導の準備 生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教師と事 務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフや、地方公共団体等における就職に関

する専門人材との協働を促進すること。

- ① 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師との協働を促進すること。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センターの機能強化や校内教育支援センター支援員等による効果的な支援を促進すること。また、地方公共団体等の関係機関に対して、これらに必要な体制の確保に積極的に参画するよう促すこと。
- (3) 所管に属する各学校における次に掲げる措置の推進を通じ、教育職員が担う業務の適正 化を図ること。
 - イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)において定められる授業時数の標準を大きく上回って編成されている教育課程を当該学校の指導体制に見合うものとなるようにするとともに、年間授業週数の実態に応じて1日及び1週間当たりの授業時数を平準化し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、教育課程の見直しを行うこと。その際、始業日の設定に当たっては、教育課程の編成・実施に係る年度当初の準備の負担の観点にも留意すること。
 - 口 学校で行われる学校行事を、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合すること。 ハ 学校の日課表等において、授業時数の見直しと併せて放課後に行われる児童生徒の活動時間(補習及び部活動を含む。)を教育職員に割り振られた勤務時間内に適切に設定するなどの工夫を行うこと。
 - ニ デジタル技術を活用した校務の効率化を推進すること。
 - 本 職務経験が少ない教育職員が担当する授業時数を抑制するとともに、他の教育職員か らの助言その他の支援を得られやすい体制を整備すること。
 - へ 教育職員が所定の勤務時間外に外部からの電話等に応対する必要のない環境を整備 すること。
 - ト 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、当該措置を講ずること が在校等時間の長時間化につながらないようにするため、当該措置が実施計画に適合す るものとなるようにすること。
- (4) <u>教育職員、事務職員及び支援スタッフ(地方公共団体独自の財源によるものを含む。)</u> <u>の</u>体制を充実すること。
- (5) 教育職員の産前産後休暇及び育児休業等の取得に伴い学校に配置される教育職員その他の教育職員について、正規の教育職員の計画的な配置の充実に努めること。
- (6) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。<u>ここでいう一定時間は、1箇月時間外在校等時間80時間を目安とすること。</u>
- (7) 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること <u>(勤務間インター</u>バル)。ここでいう一定時間は、11 時間を目安とすること。
- (8) 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。また、医師

等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を行うこと。

- (9) 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。
- (10) 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
- (11) 早出遅出勤務、テレワークその他の柔軟な働き方を推進するための環境整備を図ること。
- (12) 上限方針及び実施計画の策定等に当たっては、人事委員会(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長。以下同じ。)と当該上限方針及び実施計画について認識を共有し、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。また、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し、人事委員会の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。

第4節 第1節から第3節に記載の措置等を講ずるに当たっての留意事項

- (1) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることや実施計画に定める目標を達成することが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。
- (2) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや実施計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。
- (3) 上限方針及び実施計画の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く上限方針及び実施計画の周知を図るものとする。
- (4) 教育職員の業務の分担の見直しや適正化を図るに当たっては、地方公共団体の関係部局や関係機関の協力を得ることが重要であることから、教育委員会においては、総合教育会議における協議等を通じて、これらの地方公共団体の関係部局等との密接な連携を図るものとする。
- (5) 教育職員の業務の分担の見直しや適正化を図るに当たっては、各学校の教育職員の在校等時間の状況及び各学校において実施される業務量管理・健康確保措置の内容等について保護者及び地域住民その他の関係者の理解を得ることも重要であることから、教育委員会においては、その所管に属する各学校への学校運営協議会の設置及び活用を推進するものとする。また、学校運営協議会を未設置の学校においても、学校運営協議会の類似の仕組みや学校評議員の仕組み等を活用しながら、地域と学校の連携を促進し、学校が担っている業務の一部を地域学校協働活動の一環として実施するなど、保護者及び地域住民その他の関係者との連携による教育職員の業務の分担の見直しや適正化を図るものとする。
- (6) 都道府県及び指定都市においては、給特法第7条第1項の規定の趣旨を踏まえ、服務監

督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置 を講ずるものとする。

- (7) 都道府県教育委員会においては、給特法第8条第5項に基づき、市町村(特別区を含み、 指定都市を除く。この節において同じ。)の教育委員会に対し、実施計画の策定及びその 円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。 特に、市町村教育委員会が、指針に即した実施計画の策定に困難を抱えている場合や、実 施計画の実施状況が著しく不十分な場合など、市町村教育委員会が実施計画の策定・公表 などに関し、法律上の義務を十分に果たしていないおそれが認められる場合等には、都道 府県教育委員会は、積極的に指導助言等を行うものとする。
- (8) 各学校において、教育職員の業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るためには、校長等の学校の管理職の果たす役割が大きい。具体的には、管理職は、教育職員の勤務状況等を把握し、教育職員から働き方改革の具体的な取組の工夫等に関する意見を聞きながら、児童生徒の資質・能力をはぐくむ上で、限られた時間の中でどの教育活動を優先するかを見定め、それを踏まえた適正な業務量の設定と校務分掌を決定するなど、組織マネジメントの実施により、学校の教職員の全員が一丸となって教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築することが必要である。その際、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく、取組の廃止や合理化も含めた業務の精選を行い、優先順位を定めながら取り組むよう、管理職に促すものとする。
- (9) 校長等の学校の管理職の人事評価の評価項目や研修内容に、学校における働き方改革に 資する組織マネジメントに関することを加え、学校の管理職としての資質能力の向上につ ながるよう取り組むものとする。

第3章 長期休業期間等における集中した休日の確保のための一年単位の変形労働時間制 第1節 目的

教育職員に対する一年単位の変形労働時間制(給特法第5条の規定により読み替えて適用する地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 58 条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法(第2節(2)において「読替え後の労働基準法」という。)第 32 条の4の規定による一年単位の変形労働時間制をいう。)の適用は、学校において学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 29 条第1項の規定による夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間(以下「長期休業期間等」という。)が存在し、教育職員の業務について、年間を通じた在校等時間の多寡が生じることが見込まれることを踏まえ、本制度により長期休業期間等において休日を集中して確保することで、教育職員の休息の時間等を確保し、ひいては児童生徒等に対して効果的な教育活動を行うことに資するとともに、教育職員の職としての魅力の向上に資することにより意欲と能力のある人材が教育職員として任用され、学校教育の水準の維持向上を図ることを目的に掲げるものである。

このため、本制度は、長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的とする場合に限り適用すべきものであり、本制度を適用する場合に服務監督教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置等について次のとおり定める。

- 第2節 長期休業期間等における集中した休日の確保のため一年単位の変形労働時間制を適用 する場合に服務監督教育委員会等が講ずべき措置
 - (1) 本制度が適用される教育職員についての第<u>1</u>章第<u>3</u>節に規定する上限時間の適用については、同節中「45 時間」とあるのは「42 時間」と、「360 時間」とあるのは「320 時間」とする。
 - (2) 本制度を適用するに当たっては、本制度を適用する教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が第1章第3節に規定する上限の範囲内であることを前提としている。服務監督教育委員会及び校長は、こうした本制度の趣旨に十分に留意した上で、適用しようとする対象期間(読替え後の労働基準法第32条の4第1項第2号に規定する対象期間をいう。以下この節において同じ。)の初日の属する年度の前年度において教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が第1章第3節に規定する上限の範囲内であることなどの在校等時間の状況や、在校等時間の長時間化を防ぐための取組の実施状況等を確認し、適用しようとする対象期間において当該教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が(1)の規定により読み替えられた第1章第3節に規定する上限の範囲内となることが見込まれる場合に限り、本制度の適用を行うこと。

また、本制度の適用を行った後においても、服務監督教育委員会及び校長は、対象期間において、本制度を適用する教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を(1)の規定により読み替えられた第1章第3節に規定する上限の範囲内とすること。

- (3) 本制度を適用するに当たっては、服務監督教育委員会及び校長は、対象期間において、 本制度を適用する教育職員について次に掲げる全ての措置を講ずること。
 - イ タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による在校等時間の把握を行うこと。
 - ロ 担当する部活動の休養日及び活動時間についてスポーツ庁及び文化庁が別に定める 基準に従うこと。
 - ハ 通常の正規の勤務時間(それぞれの日における本制度を適用しない場合の正規の勤務時間(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号。ホにおいて「勤務時間法」という。)第5条、第6条、第8条、第11条及び第12条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。以下この節において同じ。)を超える勤務時間の割振りについては、長期休業期間等において確保できる勤務時間を割り振らない日の日数を考慮した上で、年度初め、学校における諸行事が行われる時期その他の本制度の対象期間のうち業務量が多い一部の時期に限り行うこと。
 - 二 通常の正規の勤務時間を超えて勤務時間を割り振る日において、本制度の適用前と比較して、通常の正規の勤務時間を超えて勤務時間を割り振ったことを理由とした担当授業数の追加及び部活動その他児童生徒等の活動に係る時間の延長又は追加並びに本制度の適用前には当該教育職員が所属する学校において行われていなかった業務の当該教育職員への新たな付加により在校等時間を増加させることがないよう、留意すること。
 - ホ 本制度の適用前と比較して、所定の勤務時間を通常の正規の勤務時間より短くする日 (勤務時間法第8条の規定に相当する条例の規定に基づき勤務日のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を同法第6条第1項又は

第4項の規定に相当する条例の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある日に割り振る場合における当該勤務日を除く。)については、勤務時間の短縮ではなく勤務時間を割り振らないこととし、当該日を長期休業期間等において連続して設定すること。

- へ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること<u>(勤務間インタ</u>ーバル)。ここでいう一定時間は、11 時間を目安とすること。
- (4) 本制度を適用するに当たっては、服務監督教育委員会及び校長は、対象期間において、本制度を適用する教育職員が属する学校について次に掲げる全ての措置を講ずること。
 - イ 本制度の適用前と比較して、部活動、研修その他の長期休業期間等における業務量の縮減を図ること。
 - ロ 超勤4項目として臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに行われるものを除き、職員会議、研修その他の本制度が適用される教育職員であるか否かにかかわらず参加を要する業務については、通常の正規の勤務時間内において行うこと。
 - ハ 本制度を全ての教育職員に対して画一的に適用するのではなく、育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるよう配慮すること。
- (5) 本制度を適用するに当たっては、服務監督教育委員会及び校長は、勤務時間、休憩時間及び休日の確保等に関する労働基準法、地方公務員法、給特法その他の関係法令の規定を遵守するとともに、文部科学省から発出する通知等について留意すること。
- (6) 服務監督教育委員会は、本制度に関して本指針に定める事項を踏まえて講ずる措置その 他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずる措置に関し、人事委員会と認識を共有する とともに、人事委員会の求めに応じてその実施状況等について報告を行い、専門的な助言を 求めるなど連携を図ること。
- (7) 服務監督教育委員会及び校長は、本制度に関して本指針に定める事項を踏まえて講ずる 措置その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずる措置について、保護者及び地域住 民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く周知を図ること。

第4章 文部科学省の取組について

文部科学省は、次に掲げる事項その他の取組を進めることとする。

- (1) 教職員や支援スタッフなど学校の指導・運営体制の充実を図るとともに、地域と学校の連携を促進するための環境整備を図ること。また、第2章第3節に掲げる措置が効果的に講じられるよう、行政による学校問題解決のための支援体制の構築支援や、部活動の地域展開・地域連携の推進、校務 DX の推進、ICT 機器等の活用支援、教育職員のメンタルヘルス対策を含めた労働安全衛生管理体制の整備推進、学校調査等の精選及びデジタル技術の活用等による負担軽減、関係団体による学校調査等の精選及び負担軽減並びに作品コンクールにおける学校に求める作業の軽減に係る働きかけなど、必要な取組を進めること。
- (2) 業務量の適切な管理及び長期休業期間等における集中した休日の確保のための一年単位の変形労働時間制に関して本指針に定める事項その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置について、教育関係者、保護者及び地域住民等の理解が得られるよう、それ

らの者に対して広く周知を図ること。

- (3) <u>文部科学省は</u>、適宜、各都道府県<u>教育委員会</u>及び各服務監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表すること。
- (4) <u>都道府県教育委員会及び服務監督教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置の効果的</u> <u>な実施に資する情報の提供等の助言及び指導を行うこと。</u>

附則

この告示は、令和8年4月1日から適用する。

※下線部は、令和8年4月1日改正点

学校と教師の業務の3分類

- ▶ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、 それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- ⇒ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。 これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における 日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける 校外の見回り、 児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理 (公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間 の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や 不当な要求等の学校では対応 が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動 を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、 デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・ 管理 | 学校が行場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備 の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検 を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、 機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全へ の配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進



まず取り組めること・ 取り組むべきことは何か、 話し合うことが大切です。

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 **給食の時間における対応** | 食に関する 指導については、栄養教諭等が対応
- **授業準備** | 教材の印刷など補助的業務を教員 業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の 活用を促進
- **学習評価や成績処理** | 採点作業等のうち 補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中 心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程 調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフと の協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭 への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

<本ひな型について>

- 改正給特法により、服務監督教育委員会は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(以下「指針」という)に即して業務量管理・健康確保措置実施計画(次頁以降「計画」という)を策定することとされています。
- 本ひな型は、教育委員会における計画の策定に当たって、地域の実情に応じた実効性のある 計画策定を支援する観点から、策定にかかる事務負担の軽減にも資するよう、<u>一つの参考例</u>と して作成したものです(あくまで例であり、本ひな型通りに作成しなければならないというこ とではありません)。
- なお、既に学校における働き方改革等に関するアクション・プラン等、既存のものがある教育委員会においては、その内容が指針に即しているかを確認の上、必要に応じて修正・追記等すればよく、必ずしも本ひな型と同様の形にする必要はありません。

〇市/町/村立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画(例)

計画の名称を「業務量管理・健康確保措置実施計画」とする必要は 必ずしもありませんが、給特法第8条に基づくものであることが明 確になっていることが望ましいと考えられます。

令和8年〇月

〇市/町/村教育委員会

複数の教育委員会において、共同して策定することも可能ですが、 各教育委員会が自ら服務を監督する教育職員に係る措置を適切に講 ずるとともに、計画の公表や総合教育会議への報告等については、 各教育委員会で行う必要があります。

目 次

1.	計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2.	目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3.	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4.	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・	5
5.	関連する取組、今後のフォローアップについて・・!	9

1. 計画の趣旨、現状

☑本計画の趣旨を簡潔に記載

☑所管に属する学校の教育職員の時間外在校等時間の現状や課題を記載して ください。

(例)

(1)計画の趣旨

「学校における働き方改革」は自治体として目指す教育を 実現するために必要であることや、「計画」をどのように 子供たちへのより良い教育につなげるのかなどについて、 自治体の「教育振興基本計画」等を踏まえ、簡潔に記載することが考えられます。

(2)本市(町/村)の現状

- 本市(町/村)では、××年×月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「●市(町/村)立学校職員の在校等時間の上限等に関する規則」(以下「規則」という)を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市(町/村)における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月●時間	●%	●%
中学校	月●時間	●%	●%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が●%と多くなっている。●
 や●などの業務の負担感が大きくなっており、●を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
 - 、・時間が任候等時間の状況を踏まれ、自治 はとして認識している主な課題について 記載することが考えられます。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等 に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標を設定してください。(1)の目標については必ず設定し、(2)については可能な限り、地方公共団体の実情に応じて設定してください。

☑ (1) 時間外在校等時間に関する目標

各教育職員の時間外在校等時間について、国の指針で定める上限時間(1 箇月時間外在校等時間:45時間、1年間時間外在校等時間:360時間)の範 囲内とするための数値目標を設定することが必要です。

☑(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、可能な限り、地方公共団体の実情に応じて設定してください。

※以下は例であり、数値目標の水準については、各自治体の実情に応じて設 定することが重要です。

(例)

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。
 - (1)時間外在校等時間に関する目標
 - ・| 箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を | 00%にする
 - ・|年間における|箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
 - (2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を●日以上にする【●日】
- ·ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を●%まで減少させる【●%】
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を●以下とする【●】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮など により、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指

す

- - -ストレスチェックにおける仕事に対する満足度
 - -教育委員会が独自に実施している教職員アンケート等で、働きがい等に関する質問項目(例えば、「あなたは普段の仕事にやりがいを感じますか」)への肯定的な回答の割合

3. 計画の期間

- ※計画の期間を定める際、国においては、令和 11 年度までに、教育職員の 1 箇月時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減することを目標にしていることを念頭においた上で設定してください。
- ※具体的な計画期間は各自治体の実情に応じて定めることとなりますが、例えば目標の達成期間を3~5年程度に設定する場合であっても、年度ごとに実現すべき取組内容や達成目標を明らかにするなど、当該計画の実施によって、学校における働き方改革が着実に進展していることを関係者が実感できるものとなっていることが重要です。その場合、年度計画として各年度の取組内容を整理し、1年ごとに更新していくことも可能です。

(例)

令和8年度~令和〇年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- ☑業務量管理・健康確保措置の内容として、指針の第2章第3節に掲げる措置その他の計画的に推進することが重要と認められる措置に関する具体的な取組事項を記載してください。
- ☑第2章第3節(2)で掲げる「業務の3分類」について、<u>①~⑲のうち、</u> <u>優先的/重点的に取り組む業務を列挙し、それぞれ具体に取り組む事項を</u> 記載してください。
- ※特に「学校以外が担うべき業務」や「教師以外が積極的に参画すべき業務」は、教育委員会等による主体的な取組を通じて、首長部局や地域が協力・参画することが期待されるものです。学校運営協議会等において、地域・保護者の合意又は理解を得ることを目指し、取組の方向性について具体的に計画に盛り込むことが重要です。
- ※地域や学校の状況等を踏まえ、<u>①~⑨以外の業務を記載することも有効</u>です。
- ※以下は例であり、具体的な取組事項は、各地域の実情に応じて決めること 、が重要です。

(例)

○ 本市(町/村)では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り 組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)
 - ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。●などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)
 - ・放課後から夜間における見回りについては、●が行っている見回りに 委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととす る。
 - ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◆ 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)(「3分類」③関係)
 - ・給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、●年度予算を目途に公会計化を実施する。
- ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)
 - ・●年度中に、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。
- ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ◆調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)
 - ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市(町/村)から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

- ・ 学校事務体制の強化のため、●年度中に共同学校事務室を整備する。
- ◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理(「3分類」⑨関係)
- ・学校プール・体育館の地域開放施設の管理業務について、教育委員会 において●年度中に外部委託を行う。

◆部活動(「3分類」(3)関係)

・ ●年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の 部活動については、活動時間等の適正化を図り、●年度中に、部活動指導 員の配置拡充等を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◆授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑤⑥関係)
- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授 業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の 校内会議への参加目標を●%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員 が連携・協働した支援体制を構築する。
 - ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に 関する研修を少なくとも年●回は実施することで、学校が組織として関係 機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制 を構築する。
 - ・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門 的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で 1086 単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、●や●などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、●%から●%にする。
- ·勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を●年度中に全校に設置する。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- · I 箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の 集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・・●年度中に、学校における定時退校日を月●回以上設定するよう推進し、 長期休業等の期間中に●日間の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・早出遅出勤務制度、テレワークの導入について●年度中に検討を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

☑計画の実効性を確保するため、今後のフォローアップに関する事項や、関 連する取組について記載してください。

(例)

- ・取組の着実な実行を図るため、市(町/村)内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、●市(町/村)の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
 - ・このほか、各学校の在校等時間の状況を、教育委員会が毎月確認することや、具体的措置の取組状況などについて、市(町/村)内の定例会議の場などで報告することも考えられます。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当 たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
 - *******・このほか、教員業務支援員や地域ボランティアの確保・充実などに ついて、首長部局や学校運営協議会と連携して取り組むことなど を、数値目標と共に記載することが考えられます。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市(町/村)で 導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市 (町/村)で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各 自治会等に対して、本市(町/村)における「業務の3分類」をはじめとする 業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項 目について協力を得られるよう取り組む。
 - ・具体的な取組として、例えば、首長と教育委員会と地域・保護者の団体等と関係 者が合同でメッセージや具体的な取組内容を発信することなども考えられます。

学校評価を実施する際には、その結果を踏まえて講じる 改善の取組が業務の増加につながらないよう留意が必要です!

令和7年6月の給特法等改正法の成立により、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置を、教育委員会の働き方改革に係る計画に適合するものとすることが必要となりました。

- 学校評価は、各学校が目指す目標を設定し、その達成状況などについて評価するとともに、その 結果に基づき学校としての組織的な改善を行い、教育の質の向上を図るための重要な取組です。
- 一方で、学校評価に基づき学校運営の改善を行うにあたり、業務量が増加し、教師の多忙化に影響することのないよう、制限のない業務の積み上がりを防ぐ趣旨で今回規定が設けられました。
- 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るための措置を講じるに当たっては、教育委員会の業務量管理・健康確保措置実施計画に定められている時間外在校等時間の目標などと整合性のある取組としていただくようお願いします。
- ※ 学校評価の評価項目に、業務量管理・健康確保措置実施計画に対応した項目を設けることを法律上、 義務付けているものではありません。



参考

学校評価における働き方改革関係の評価項目・指標の例(イメージ)

- 各学校において学校評価を行うに当たり、学校における働き方改革の観点を踏まえた評価と することは、働き方改革を進めていくうえでも有効です。
- 働き方改革の観点を入れる場合の項目・指標としては、例えば以下のような事項が考えられます。各学校の実情に応じ、学校評価も活用して、働き方改革を進めていただくようお願いします。
- ✓ 学校における教育職員の時間外在校等時間の縮減状況や適切な校務分掌の状況
- ✓ <u>校務のデジタル化</u>に向けた取組状況(「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に 基づく学校における校務DXの取組状況)
- ✓ 労働安全衛生法に基づく学校における労働安全衛生管理体制の整備状況
- ② 教育課程の工夫の状況(年間総授業時数・週あたり授業時数、日課の見直し、学校行事の精選等)
- ✓ <u>保護者・地域住民等との連携</u>の状況(保護者・地域住民等との業務の役割分担や、理解・協力を得るための取組状況)
- ※必ずしも例示している項目・指標を全て評価項目とすることを求めるものではありません。
- ※その他、文部科学省の定める、学校と教師の業務の3分類や、学校運営協議会を置く学校の校長が定めることとなる「基本的な 方針」に記載の取組内容も参考に、各学校の状況に応じて取組の進捗が評価できるような項目・指標を検討ください。

公立学校の教師の人事評価について

1. 人事評価の制度概要

- ◆地方公務員法において人事評価制度が導入されており、任命権者は、人事評価を 任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされている(地方公 務員法第23条第2項)。
- ◆公立学校の教師のうち、県費負担教職員の任命権者は都道府県教育委員会であるが、人事評価については、**都道府県教育委員会の計画の下に市町村教育委員会が行う**ものとされている。(地方教育行政法第44条)

<u></u> 人事評価制度のポイント

- ①「能力評価」と「業績評価」の2つを実施(地公法第6条)
- ②人事評価の結果は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用(地公法第23条第2項)

能力評価

職員が職務を遂行するにあたり発揮した 能力を把握

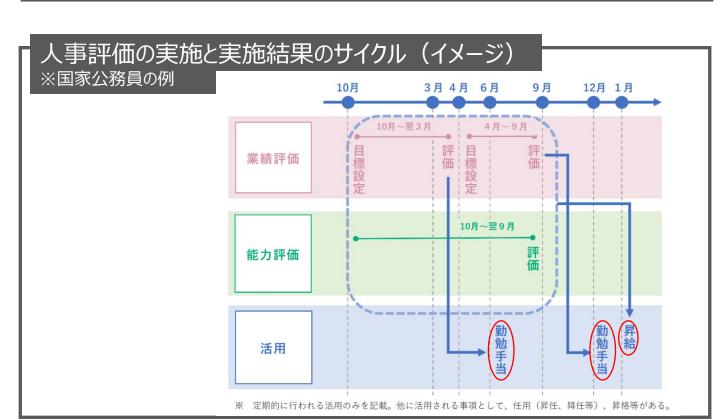
(項目例)責任感、連携・協働姿勢、リーダーシップ(管理職)、知識・技能、企画・計画力、判断力、規律性など

業績評価

職員が果たすべき職務をどの程度達成したかという業績を把握

(項目例)成果、工夫改善、効率性、指導育成実績・組織マネジメント実績(管理職)など

※人事評価は、公正に(地公法第23条第1項)、定期的に(地公法第23条の2第1項)行わなければならない。

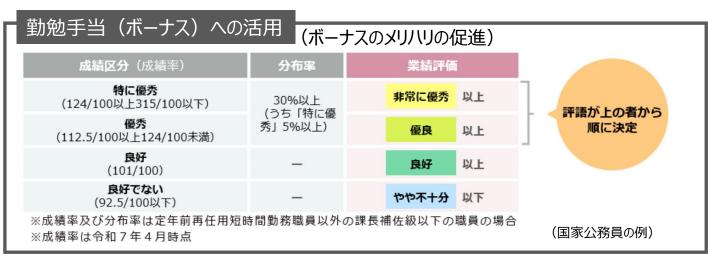


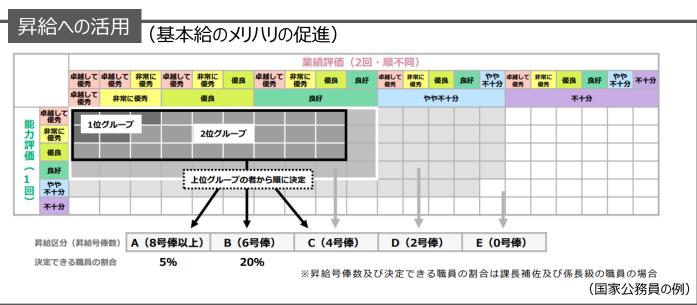
2. 人事評価の適正な実施と評価結果の活用の重要性

- ◆人事評価を<u>適正に実施</u>し、その評価結果を活用することは教師のモチベーションを高め、組織全体の公務能率の向上につなげていく上で重要。
- ◆能力と業績を適正に評価し、**評価結果を給与に反映**することで、メリハリのある給与処遇を実現。
- ◆評価結果の活用を通じ、人材育成につなげていくことも求められる。

業績評価について

- ・業績評価は、評価期間において職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を評価するものであり、期首に立てた目標の達成状況等に加え、目標以外の取組状況等についても記録、評価していくことが望ましい。(例えば、国家公務員の場合、人事評価の記録書は【1目標】【2目標以外の業務への取組状況等】【3全体標語等】という構成)
- ・教育委員会においては、国家公務員の例も参考に、【目標以外の業務への取組状況等】のような欄を設け、急な欠員への対応など、<u>目標以外の取組状況等についても記録し、適切に評価</u>されるようにしていくことが重要。





※上記の勤勉手当(ボーナス)や昇給のほか、昇任、降給、免職・降任などにも活用

業績評価の目標や達成状況等の記載参考例(イメージ)

く管理職用>

< 組織マネジメントに関する目標の例

	_	∖≡	江 理 	ジメントに関する目標の例	
【目標】			* 各任命権	者において様式等は作成	
目標			自己申告		
業務内容	困難度		(達成状況等)	評価者記入欄	
•••					
業務改善やワーク・ライフ・バランスの推進 【例】 ・〇〇までに、〇市教育委員会の〇〇計画を 踏まえ、教職員の勤務実態を踏まえた業務全 般の見直し・縮減・DXによる効率化、各教職 員の業務分担の見直しや適正化を図る。具 体的には、 -〇〇までに学校行事を見直し、精選・統合 する。 -〇〇までに学校運営協議会等を通じて地 域の理解を得ながら、「学校以外が担うべ き」とされている業務について、より一層の地 域の協力を得る。 -〇〇までに部活動の在り方について、活動 時間や指導体制等を見直す。 上記の取組のほか効率的・効果的な学校運 営により、時間外在校等時間月45時間以下 の教職員を〇%から〇%とする。 ・教職員の健康及び福祉に配慮した職場環境 の実現に向け、〇〇までに長期休業中の業務 を見直し、教職員がまとまった日数連続して休 暇を取得できる環境を整備する。			【例】 ・学校行事について、実施時期が近い ◇◇と◆◆を統合するとともに、△△ を□□の一環として実施することとし、 今年度の学校行事の数を、昨年度 の○つから○つに精選するとともに、 教育的価値の向上が見込まれる内容に改善した。 ・登下校時の通学路における日常的な見が週○回行っていたが、学校運営協議会の協議を通じて地域の方々の協議を通じて地域の方々の協議を通じて地域の方を得ることとし、2学期以降、教職員が行う回数はゼロとなった。 ・部活動について、活動時間を○にするとともに、部活動数を○に適正化しつつ、部活動指導員の活用等により教員の負担を軽減した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	どこまでできたかな どの目標の達成度 合いや、業務遂行 に当たっての創意 工夫などを定量的 データも用いて盛り 込むことが望まれる。	
•••			発監督教育委員会が定める「業務 選実施計画」を踏まえた 組織マネ え		
【目標以外の業務への取組状況】	- 1	を <mark>設</mark> 員の スの	定。その際、管理職としての人材健康及び福祉の確保、教職員の実現の観点から、各取組についてのかなどを具体的に記載。	育成の観点や、教職)ワーク・ライフ・バラン	
業務内容			自己申告 (目標以外の取組事項等)	評価者記入欄	

【全体評価】

評価者(所見、評語)	調整者(所見、評語)

業績評価の目標や達成状況等の記載参考例(イメージ)

<一般教諭用>

*業務の効率化に関する目標の例

【日煙】

* 各任命権者において様式等は作成

【日信】			
目標 業務内容	困事	要 (達成状況等)	評価者記入欄
学習指導 · · · 生徒指導 · · · 学級運営 · · ·	も踏ま	いつまでに実施するのかなどを、学校全体では、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する化等について、具体的に記載すること	するような業務
業務改善やワーク・ライフ・バランスの推定 【例】 ・〇〇までに、ICTの活用により、授業運営に関れる諸活動を効率化しつつ、全ての児童生徒への学習内容の定着を図る。 ・教職員間の連携を図り、生徒の状況を多面的把握し、〇〇の未然防止や早期対応を行う。 ・〇〇までに、保護者への調査・アンケート等をがウドサービスを用いて実施・集計することで効率し、児童生徒と触れ合う時間を増やす。 上記の取組のほか効率的・効果的な業務遂行より、時間外在校等時間を月〇時間以下とする	つ に 元 化	【例】 ・ICTの活用により、採点時間や板書などにかかる時間を効率化することで、児童生徒の状況に応じた教育活動が充実し、生徒アンケートで(授業評価アンケート)で〇〇が理解できたと回答した生徒が〇〇となった。 ・グループウェアを活用し、生徒の情報をこまめに共有することで、組織的共有のための対面による会議の回数が〇回削減されるとともに、児童生徒一人一人に向き合う時間が増えた。 ・手作業で実施していた保護者アンケートの集計を、汎用クラウドサービスを用いて行うこととし、従来、〇分かかっていた事務作業の時間が〇分となり、その分児童とコミュニケーションの時間に充てることができた。	どこまでできた かなどの目標 の達成度合い や、業務遂行 に当たっての創 意工夫などを 定量的データ も用いて盛り 込むことが望ま れる。

【目標以外の業務への取組状况】							
業務内]容	自己申告 (目標以外の取組事項等)	評価者記入欄				
(被評価者) 目標以外の取組事項について記載(以下は例) ・学習指導面における対応: 当初予定していた持ち授業時数を超えて、〇〇コマ分の授業を追加で担当した ・生徒指導面における対応: いじめ事案が生じ、~~などの対応を行った・突発事項への対応: ~~事件/事故が発生し、~~などの対応を行った							
・同僚等のサポート : 急な欠員や男性育体、同僚等へのサポートのため、(校務分掌の~~を追加で分担するなど)~~に取り組んだ							

→以上の取組等により、時間外在校等時間が月○時間となった。

評価者	(所見、	評語)	調整者	(所見、	評語)			

3. 留意事項

- ▲ 人事評価は、導入すること自体が目的ではなく、職員のモチベーションを高め、組織全体の公務能率の向上につなげていくため、評価結果の活用を通じ、人材育成につなげていくことが重要であること。

「すべての子供たちへのよりよい教育の実現」を目指して

~令和7年6月11日 給特法等改正法が成立しました~

教師の働き方が変わります!

教師が「学びの専門職」として、子供に全力で向き合えるように するため、**働き方改革を徹底して進めます**

- すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための仕組み作り
- 教職員定数の改善や支援スタッフの充実によるマンパワーの拡充

さらに

教師の職務の重要性にふさわしい<mark>処遇の改善</mark>を進めます

● 約50年ぶりとなる教職調整額の引上げ 等



学校の働き方改革

玉



働き方改革を進める

ための環境整備

- 働き方改革を進めるための制度改正
 - 働き方改革に係る指針の改定や計画※1のひな形の作成、自治体への伴走支援
 - 学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知

教育委員会



- ●地域・保護者への 周知・広報
- ■個々の学校への 伴走支援
- ●部活動の地域展開等の推進● //

学校



●学校との連携・協働

- 業務の精選・見直し 学校における業務分担の見直し
- ・ 標準を大きく上回る授業時数の見直し
- 校務DXの加速化 など
- 学校運営全体の中で 取り組み
- 学校評価を活用
 - 学校運営協議会の仕組みを活用

地域・保護者

- 学校運営協議会^{※2}などを 通じた学校運営への参画
- ●自治体全体で 取り組む
- 総合教育会議※3を通じた連携・協働



首長部局

学校の 指導・運営 体制の充実

- 1 教職員の定数を改善します
- 🙋 支援スタッフを充実します
- ❸ 若手教師のサポート体制を整えます
- 4 教師が産育休をとりやすい制度を整備します

教師の 処遇改善

- 約50年ぶりの給与改善
- ❷ 職務や業務負担に応じた処遇改善(学級担任への手当の加算)



- ※1 業務量管理・健康確保措置実施計画を指す。各教育委員会において、どのように学校における働き方改革を進めていくかを示した計画のこと。
 ※2 保護者や地域住民が学校運営とそのための支援について協議する場(コミュニティ・スクール)
- ※3 首長(知事、市長等)が開催する教育政策について議論する会議



教師の健康・福祉の確保に向けて

今般の法改正等を踏まえ、教育委員会は、教師の服務監督権者として

- ▽ 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定、公表、実行
- ✓ 地域の理解を得るための周知・広報
- ▼ 「計画」の総合教育会議への報告

 ▼ 首長部局との連携
- **②**個々の学校・教師の**勤務時間のモニタリング ②学校**への支援

といった取組を進めていただく必要があります

※都道府県教委については、市町村教委への指導・助言



そのために国も全力で取り組みます

教職員定数の改善や 支援スタッフの充実 学校の様々な業務を担う マンパワーを確保します



「計画」の ひな型の作成 教育委員会で作成いただく、働き方改革の 計画について、参考となるひな型をお示しします

個々の自治体への 伴走支援 教育委員会での計画の策定や実施、振り返り などに共に取り組みます

首長部局や地域・ 保護者などへの広報 学校の業務の見直しを進めるため 様々な関係者の理解と協力をよびかけます



教師の服務を監督する教育委員会には、 教師の健康を守る「安全配慮義務」があります



各学校における教職員の勤務時間管理及び健康管理、 業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の徹底が必要です

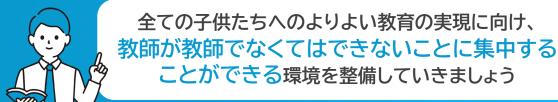


各学校の在校等時間等の現状を把握した上で、**時間外在校等** 時間が特に長時間となっている教師が在籍する特定の学校への ヒアリングの実施等の個別のアプローチも重要です

安全配慮義務に関する裁判例

使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従ってその権限を行使すべきものである。

(最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号1155頁





文部科学省HP「全国の学校に おける働き方改革事例集」

教師の健康・福祉の確保に向けて

今般の法改正等を踏まえ、各学校においては

- 学校における業務分担の見直し、標準を大きく上回る授業時数の見直し、 校務DXの加速化など、学校における働き方改革の更なる徹底による 教育職員の時間外在校等時間の縮減
- 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るための措置を講ずる際、 改善のために業務が際限なく積みあがらないようにすること
- 学校運営の「基本的な方針」に働き方改革推進に関する内容を含めることで ✓ コミュニティ・スクールなどを活用しつつ、<mark>地域や保護者と連携</mark>しながら取組を推進



といった取組を進めていきましょう!

♥取組モデル1 日課表の見直し

校長先生 朝活動・昼休み・清掃を短縮したり、 清掃を朝活動の時間に行うなどの見 直しを行いました。 その際、保護者へしっかりと意図を 説明しました。

先生



清掃を毎日行わなくても、さほど問題 が生じないことがわかりました。 また、子供の下校時刻が早くなり、 放課後の業務にゆとりができました。

保護者



朝読書がなくなることへの不安や、 校内が汚くなるのではないかとの懸念 もありましたが、丁寧に説明して もらえたことで安心できました。

♥取組モデル2 地域・保護者への見える化

校長先生



学校だよりに勤務状況を掲載しました。 時間外在校等時間の多い月には、 その要因となった業務(学校行事と テストの作成・採点が重なったことなど) についても掲載し、背景を知ってもらう ようにしています。

保護者



先生方がかなり忙しい生活を送って いることがわかりました。協力できる ことがあれば言ってください。

先生



自分と他の教師の時間外在校等時間 を比較することができ、自身の働き方 **を見直すきっかけ**になりました。



校長等の管理職は、教師の健康を守る 「安全配慮義務」があります



教職員の勤務時間管理を適切に行った上で、学校における 業務分担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備を行い、 健康管理に取り組む必要があります



その際、時間外在校等時間が 特に長時間となっている教師については、現状の把握と、

具体的な手立てを最優先で講じることが重要です

安全配慮義務 に関する裁判例

使用者は、その雇用する労働者に従事 させる業務を定めてこれを管理するに 際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的 負荷等が過度に蓄積して労働者の心身 の健康を損なうことがないよう注意す る義務を負うと解するのが相当であり、 使用者に代わって労働者に対し業務上 の指揮監督を行う権限を有する者は、 使用者の上記注意義務の内容に従って その権限を行使すべきものである。

(最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号1155頁)

国や教育委員会では、教職員定数の改善や支援スタッフの充実などの 環境整備を進めてきています。

学校においても、教師の健康・福祉を確保するとともに、 教師が教師でなくてはできないことに集中する ことができるチーム学校の実現に取り組んでいきましょう

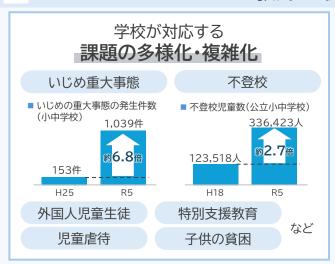
文部科学省HP「全国の学校に おける働き方改革事例集」



皆さんの地域の子供たちに より良い教育を実現するため、 ともに学校教育を支えていただけませんか

1

教師を取り巻く環境



教師の厳しい勤務実態

■平均時間外在校等時間は 地方公務員の一般行政職の**約3倍** (R4:月約47時間)



臨時講師等が確保できない「教師不足」

教員採用選考試験の倍率は過去最低

- ■令和6年に小学校で2.2倍
- ■教師に質の高い人材を集めること が難しくなってしまう可能性



教師が子供たちに向き合う時間を確保することが必要

2 文部科学省・教育委員会・学校の取組

そのため、給特法改正や予算の確保を通じ、改革を進めています

学校における 働き方改革の **更なる加速化**

- ■業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、実施状況の公表の義務付け 等を通じた取組状況の「見える化」やPDCAサイクルの構築
- ■学校・教師が担う業務の適正化の徹底や校務DXの加速化、 部活動の地域展開等の推進

など

学校の **指導・運営体制の 充実**

- ■授業の質の向上と働き方改革のための教職員定数の改善
- ■支援スタッフの配置充実による次世代型「チーム学校」の実現

など

教師の **処遇改善**

■専門職にふさわしい処遇として、教職調整額の引上げ (4%から10%まで段階的に引き上げ)

など



3 さらに自治体として取り組んでいただきたいこと

- 総合教育会議を活用した 教育委員会との連携
- 学校用務員や支援スタッフの **予算化の**推進
- 学校プールをはじめとする、

教育委員会のみならず、自治体全体で 地域の子供たちを育てていきましょう



学校へのご理解・ご協力

いつもありがとうございます







1

教師を取り巻く環境

子供の いじめなどの スマートフォン、テレビゲーム 課題が増加 の使用時間が増加

■いじめの重大事態の発生 件数(小中学校)

> 153件 H25

1,039件 約**6.8**倍

	R3	R3 R6						
小学校	2時間8分	2時間48分	40分增					
中学校	3時間2分	3時間44分	42分增					
※平日1日あたりの平均 ※スマートフォン、テレビゲームの使用時間の合計								

厳しい勤務実態

地方公務員の

■平均時間外在校等時間は地方公務員の 一般行政職の約3倍(R4:月約47時間)

臨時講師等が確保できない

「教師不足」

採用選考試験の倍率は



過去最低 (令和6年に小学校で<mark>2.2倍</mark>)

教師が子供にもっと向き合えるように する必要があります!

2

文部科学省・教育委員会・学校の取組

■働き方改革を進める ための仕組み作り ■教職員定数の改善 ■支援スタッフの充実

■教職調整額の引上げ

更に取組を進めていくためには、これらの取組に加え、**地域や保護者の皆様のご協力**が不可欠です!

3

ご協力いただきたいこと

- ♥コミュニティ・スクールなどを通じ、<mark>学校運営に参画</mark>いただく
- ▽学校行事や業務の見直しへのご理解



※ 教職員とのより良い関係づくりにご配慮ください

▲ 適切な 表現・声量

怒鳴るなどの行動は お控えください

🚹 過度な要求

学校ができないこともある ことをご理解ください

▲ 適切な時間内 の御相談 ご相談は定時内に 過度に長時間の御相談は お控えください

▲ SNSでの 拡散 先生や子供を傷つける SNS投稿はお控えください

教師は、子供たちの人生に大きな影響を与え、 子供たちの成長を直接感じることができる職業です。



子供が「できなかった」と悩んでいたことをできるようになり、 次に進んでいく姿をみると、この仕事を選んでよかったなと思います



大変なことも多いですが、卒業式の日、「先生に担任をしてもらえて 良かった、ありがとう」と言ってもらえたことが、心に残っています

さらに教師が子供に全力で向き合えるよう

教師の"働きやすさ"と"働きがい"の両立を実現します

教師が働きやすい職場を整備

すべての関係者が働き方改革に取り組む体制へ

▶ 業務分担の見直し、校務DX、部活動の地域展開等

子育てとの両立

▶ 教師が産休・育休を取りやすい環境を整備

学校全体で連携して子供と向き合う職場

- ▶ いじめ、不登校、保護者への対応を1人で抱え込まず、若手の教師をサポートする体制へ
- ▶ 1年目から学級担任ではなく、教科担任からスタートできるよう教師の配置を増やします

学校の体制もより良く変化





小学校:学級担任+教科担任制 理科や算数など分野ごとに 専門性の高い教師が授業を担当



中学校: 40人→35人学級へ (R8年度法改正予定)

-人一人の子供に目が届く指導を



様々な支援スタッフと協働



教員業務支援員 (スクールサポートスタッフ)





部活動指導員

教員業務支援員として 学校に関わる学生も 増えています! 応募は各自治体HPへ



多様な経験と能力が求められる教師に見合う処遇へ

R7法改正により、

給料月額の4%→10%へ

(R8~R12で毎年1%ずつUP)

令和6年の定例の給与改定により、

_{令和7年の}教職1年目の給与は

が前年から約50万円増加

■教師の初任給※

※国家公務員においては、国家公務員の平均年間超過勤務時間数(R6)から概算した。

区分	学部卒	院卒	参考:国家公務員 (一般行政職·大卒)					
給料月額	252,000円	269,300円	220,000円					
教職調整額	10,080円	10,772円						
計(月収)	262,080円	280,072円	251,395円					
計(年収) ※期末・勤勉手当を含む	4,350,528円	4,649,195円	4,028,740円					